

豊島区



景観形成ガイドライン

公共空間編

令和元(2019)年9月

目次

I. はじめに	1
1. 豊島区景観形成ガイドライン公共空間編の位置づけと役割.....	1
2. ガイドラインの対象となる公共施設・公共空間.....	2
3. ガイドラインの構成と使い方.....	4
4. 豊島区が目指す景観まちづくり	7
II. 基本事項	9
1. 公共施設等の景観まちづくりにおける役割.....	9
(1) 景観の規範となる	
(2) 景観の地模様を整える	
(3) 都市に開かれた空間となる	
(4) 視点場となる	
(5) みどりの拠点や軸となる	
(6) 地域のランドマークやシンボルとなる	
2. 公共施設等の景観まちづくりの基本的な考え方.....	15
(1) 企画・構想・調整から管理・活用までの取組みをつなぐ	
(2) 公共施設等の整備により公共空間の質を高める	
(3) 様々な主体との連携を進める	
3. 公共施設等の景観まちづくり方針	18
III. 方針の実現に向けた取組	22
1. 企画・構想・調整段階.....	22
方針1 地域の景観資源や特性を尊重する	
方針2 施設のまちづくりにおける役割を把握する	
方針3 地域住民や企業、関連する部署など様々な主体との調整を図る	
2. 計画・設計段階.....	28
方針4 景観の「地」と「図」の関係を意識する	
方針5 地域や周辺の公共施設等とのかかわりに配慮する	
方針6 施設の利用者や地域の目線に立ち、快適な公共空間づくりに配慮する	
方針7 安全性や機能性と景観を両立する	
方針8 夜間も安全に楽しめる景観づくりに配慮する	
方針9 時間の経過に配慮する	
3. 管理・活用段階.....	40
方針10 地域と施設のかかわりに配慮し、積極的な活用を進める	
方針11 設計意図を継承し、適切な維持管理を行う	
方針12 地域に親しまれる景観を残しながら、歴史や地域性を継承する	

IV. 景観デザインの参考集	46
1. 要素別	46
2. 色彩	58
V. 推進方策	62
参考資料	66
1. 景観計画における色彩の基準	66
2. 景観条例に基づく手続き	78